

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように公布する

令和3年3月30日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永充

永平寺町条例第13号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」の次に「、防災安全課」を加える。

附 則

この条例は令和3年4月1日から施行する。